

平成22年4月1日
国土交通省

車両管理業務受託企業に対する国土交通省退職者の 営業担当部署への就任自粛の要請について

国土交通省発注の車両管理業務に関して談合事案が発生し、公正取引委員会から入札参加業者に対し排除措置命令等が行われるとともに、国土交通省に対しても改善措置要求等がなされました。

国土交通省としましては、「車両管理業務談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、事実関係の調査、背景・原因の解明、再発防止対策の検討を進め、調査結果及び再発防止対策を報告書としてとりまとめ、平成22年2月18日付けで公表し、再発防止対策に取り組んでいるところです。

本報告書においては、再発防止対策の一環として「国土交通省の車両管理業務を受託している企業においては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、新たに営業担当部署へ就任することがないよう要請する。」こととしております。

つきましては、該当する企業におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力を頂きますようお願いいたします。

<連絡・問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局 総務部 人事課 任用担当補佐

TEL (直通) (087) 811-8300